

## 愛媛大学動物実験委員会名簿

令和6年4月1日

所属	専門分野	備 考※1
学術支援センター	機能生物化学	第3条第1項第1号
学術支援センター	免疫学	第3条第1項第2号 第3条第1項第4号(R6.6.13より)
学術支援センター	獣医学	第3条第1項第4号
法文学部	刑事法学	第3条第1項第3号
教育学部	発生生物学	第3条第1項第3号
社会共創学部	社会基盤	第3条第1項第3号
理工学研究科(理学系)	形態、構造	第3条第1項第3号
医学系研究科	医化学	第3条第1項第3号
理工学研究科(工学系)	プラズマ科学	第3条第1項第3号 第3条第1項第2号(R6.6.13より)
農学研究科	食品科学	第3条第1項第3号 第3条第1項第1号(R6.6.13より)

※愛媛大学動物実験委員会規程

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干人
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干人
- (3) その他学識経験を有する者 各学部各1人
- (4) 委員長から推薦された獣医師 若干人
- (5) その他委員長が必要と認めた者